

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

兵庫県における緊急事態宣言を踏まえた市立学校園の学校運営について（通知）

皆様におかれましては、学校園における新型コロナウイルス感染防止対策にひとかたならぬご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、報道のとおり、1月14日から2月7日までの間、兵庫県が新型コロナ特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域に追加されました。今回の国の宣言は学校園の休業を伴うものではなく、尼崎市といたしましても以下のとおり十分な感染予防対策を講じた上で教育活動を継続することといたしました。

皆様には長期にわたりご協力をお願いすることになりますが、お子様が安心して過ごせる学習環境の維持に全力で努めてまいりますので、引き続きのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1 緊急事態宣言期間中の学校園における運営方針

(1) 教育活動（全ての学校園）

下記2に記載する感染症予防対策を講じた上で継続して実施します。また、この間の小学校給食や中学校弁当についても通常どおり実施します。

(2) 児童ホーム・こどもクラブ（小学校）

ア 児童ホーム

十分な感染症予防策を講じた上で継続して実施します。

イ こどもクラブ

引き続き、閉室とします。ただし、児童ホームの待機児童のみ受け入れを行います。

(3) 子育て支援事業（幼稚園）

幼稚園での子育て支援事業は中止します。ただし、来年度入園児を含めた未就園児に関する電話等での個別の子育て相談は受け付けます。

2 感染予防対策

(1) 感染リスクの高い教育活動の一部停止等

ア 感染リスクの高い教育活動

以下に例を挙げるような、「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については、一時的に停止します。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内において児童生徒同士が周囲2メートル以上の間隔を保たないで行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭科における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

- ・体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- イ 給食、弁当

給食等の食事をする際には、食事の前後の手洗いを徹底すること。会食に当たっては、やむを得ずマスクを外す必要があることから、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応を徹底します。

(2) 部活動における感染症対策の強化

上記(1)に準じた感染予防を行うとともに、活動時間、対外試合、合宿等の実施を一時的に制限するなどの措置を講じます。

また、部活動終了後に生徒同士で食事をするようなことがないように、学校での指導を強化しますので、ご家庭でも同様にご指導ください。

(3) 校外行事等について

ア 緊急事態宣言が発出されている期間は県外における校外行事等は行わないこととします。(県内においても自粛可能な活動は行わないこととします。)

イ ご家庭において、児童生徒等に対して、特に 20 時以降の不要不急の外出は控えることなどについて指導をお願いします。教職員に対しても同様の周知徹底を行います。

3 児童生徒の心のケアについて

新型コロナウイルス感染症対策の長期化や感染者数の拡大の中、再びの緊急事態宣言の発令により、児童生徒の精神的な負担が更に増大することが考えられることから、学校といたしましても子ども達の心のケアにつきまして特に配慮を行います。ご家庭におかれましても、児童生徒の様子に変化等が見られましたら、各学校園や以下の各種窓口までご相談ください。

【尼崎市】

○子ども・子育て総合相談（尼崎市子どもの育ち支援センター「いくしあ」）
（月）～（金）9:00～17:30 06-6430-9989

【兵庫県】

○ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットライン
0120-0-78310（電話相談）

○ひょうごっ子SNS悩み相談窓口

LINEによる双方向相談 15:00～21:00（相談受付は20:30まで）

※SNS相談は1月13日～2月5日の間、受付時間が延長されます。

※SNS相談に必要なQRコードが掲載された案内については、各校に4月10日に送付済みです。

4 ご家庭における児童生徒等の健康管理についての改めてのお願い

(1) 健康観察の徹底

毎日の登校前の健康観察（健康観察記録表の記入）を改めて徹底してください。発熱等風邪症状（咳、息苦しさ、倦怠感、のどの痛み、鼻水、鼻づまり、味覚・嗅覚の異常、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔吐等平常と異なる症状等）がある場合は、学校園に連絡の上、登校園を控えてください。

また、登校後においても担任等が児童生徒の体調の観察に努め、体調の不調に気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ることにいたします。

(2) 同居のご家族が検査対象となった場合の学校への連絡と出席停止の徹底

学校内での感染拡大の予防のため、現在教育委員会ではお子様と同居のご家族が検査対象となった段階で、その旨の連絡とお子様の出席の停止（欠席扱いとはいたしません。）をお願いしているところです。実際にこの連絡が遅れたことで学校内における濃厚接触者の数が拡大したり学校の休業期間が延長したりする例も生じておりますので改めてのご理解とご協力をお願いします。

なお、本件については昨年11月に保護者の皆様にお示しした**別添資料**を参照してください。

(3) その他（ご家庭における感染予防のポイント）

- ・ 手洗いや咳エチケットを徹底してください。
- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。
- ・ 家庭内で感染を広げないように、換気や消毒を実施してください。

以 上

【本件お問い合わせ先】

感染予防に関すること	保健体育課	06-4950-5677
市立小中学校の運営に関すること	学校教育課	06-4950-5685
市立幼稚園の運営に関すること	幼稚園・高校企画推進担当	06-4950-5665
市立高校の運営に関すること	幼稚園・高校企画推進担当	06-4950-5665
市立特別支援学校の運営に関すること	特別支援教育担当	06-6423-2553
障害のある児童生徒に関すること	特別支援教育担当	06-6423-2553
学校給食に関すること	学校給食課	06-4950-5675
中学校弁当に関すること	中学校給食担当	06-4950-5680
生徒指導相談に関すること	いじめ防止生徒指導担当	06-4950-5787
教育相談に関すること	こども教育支援課	06-6409-4995
部活動に関すること	保健体育課	06-4950-5677
児童ホーム・子どもクラブに関すること	児童課	06-6489-6936